

南伊豆町要領第 1 号

南伊豆町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、町が発注する工事又は製造の請負契約の締結にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 本要領は、競争入札を実施する建設工事で、「土木工事標準積算基準」等の基準あるいはそれに準じた基準で積算されたものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合は、10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(1) 工事管理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の 10 分の 9.5 を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。

(2) 予定価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

2 特別なものについては、前項の算出方法に関わらず契約ごとに 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に105分の100を乗じて得た金額を「最低制限価格入札書比較価格 〇〇円（消費税抜き）」と記載する。

4 前各号のほか、町長が必要と認めた場合は別に定める。

(対象業者への周知)

第4条 発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成25年9月以降の開札から適用する。